

○ラムサール条約湿地の基準について

ラムサール条約湿地については、以下の 9 つの国際的基準が定められています。

- 基準 1. 各生物地理区内で、代表的、希少又は固有な湿地タイプを含む湿地
- 基準 2. 国際的に絶滅のおそれのある種又は消失の危機に瀕している生物群集を支える上で重要な湿地
- 基準 3. 各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地
- 基準 4. 生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地
- 基準 5. 定期的に 2 万羽以上の水鳥を支える湿地
- 基準 6. 水鳥の種又は亜種の個体数の 1 % 以上を定期的に支える湿地
- 基準 7. 固有な魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の亜種、種又は科の相当な割合を支える湿地
- 基準 8. 魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の重要な餌場であり、又は産卵場、稚魚の成育場である湿地
- 基準 9. 鳥類以外の湿地に依存する動物の種又は亜種の個体群で、その個体数の 1 % 以上を定期的に支える湿地

今回、猪苗代湖は基準 1 ～ 4、基準 6 の 5 つが、以下の点から該当するとされました。

- ・ 基準 1：北部と南部で異なる湖底地形、酸性河川水流入による自然の浄化作用等。
- ・ 基準 2：IUCN レッドリストにおける絶滅危惧種が 4 種存在。
- ・ 基準 3：猪苗代湖及びその周辺において、78 科 197 種の動物が確認されている。底生動物だけで 90 種類以上いるという報告もある。植物については、水生植物が 35 科 100 種、水生植物以外の植物が 23 科 705 種確認されている。
- ・ 基準 4：冬季の浅水域の結氷により、絶滅危惧種アサザ (*Nymphoides peltata*) の大規模群落を維持。
- ・ 基準 6：コハクチョウ (*Cygnus columbianus bewickii*) について、近年は 800 羽程度が飛来し、日本/朝鮮非繁殖個体群の 1% を超える個体数が越冬地として利用。